

岩出市「小中学生の通院に係る子ども医療費一部現物給付化」について（案）

岩出市では、小中学生の通院医療費について、現在、一部負担金のうち「3分の2」を「償還払い」により助成しているが、支給申請手続きの手間を解消するため、一部現物給付化を検討している。

【現 在】

◆保護者の所得制限
なし

◆助成内容

【就学前】

入院	通院
全額助成	全額助成

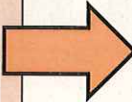
【小中学生】

入院	
小学生	全額助成
中学生	全額助成

※入院時のみ「子ども医療費受給資格証」を交付。
(申請が必要)

通院（償還払い）	
小学生	3分の2助成
中学生	3分の2助成

※「子ども医療費受給資格証」の交付はありません。領収書により自己負担額の3分の2を支給します。



【通院現物給付後】

◆保護者の所得制限
なし

◆助成内容

【就学前】

入院	通院
全額助成	全額助成

【小中学生】

入院	
小学生	全額助成
中学生	全額助成

通院（一部現物給付）	
小学生	3分の2助成※
中学生	3分の2助成※

※入通院共通の新たな「受給者証」を交付します。医療機関等での窓口払いは、自己負担額の3分の1となります。

1 要件

(1) 対象者

①岩出市に住民登録があり、各種医療保険に加入している中学卒業までの児童。
(法令により国や地方自治体に医療費全体を負担されている児童を除く。)

②対象人数

小中学生 全体 約 5,300 人 (内、国保 約 700 人)

(2) 受給者証の交付

①現在、申請により「子ども医療費受給資格証」(入院時のみ)を交付しているが、小中学生の対象者全員に交付する。(現行のピンク以外の色)
ただし、ひとり親家庭等医療費受給資格者証(黄色)、重度心身障害児者医療費受給者証(白色)の交付対象者は、子ども医療費より優先されるため、交付対象外とする。

②公費負担者番号

就学前から中学生まで同一番号とする。(81300170)

③受給者番号

小中学生：4△△△△△△(4から始まる7桁)

就学前：上記以外

④有効期間

15歳年齢到達の年度末(中学3年生)まで。

(3) 受給者証の使用(通院が現物給付となる場合)

①当面は、岩出市内の医療機関等(医科・歯科・調剤・訪問)に限る(その後紀の川市へ拡大?)。

②岩出市外、和歌山県外で受診した場合や受給者証未提示の場合は、医療機関等の窓口でいったん負担額(3割)を支払い、後日「償還払い」の処理とする。

③他の公費(自立支援医療、小児慢性特定疾患等)との併用は行わない。

(他公費優先)

④通院で高額療養費が発生する場合は、通院の子ども医療は使用不可(通常通り保険請求してください。高額療養費が発生するケースは償還払いで対応します。)

(4) 一部負担金欄への記載

①就学前の入・通院及び小中学生の入院については、従来どおり全額助成のため記載は不要。

②小中学生の通院については、負担額の3分の1を記載する。

(円単位/端数切上げ)

2 請求方法等について

○伝送、磁気媒体、紙のいずれの場合でも可能。

○請求書への集計は、小中学生以外(未就学児)のレセプトを混在させても可能。

○レセプトへの記載方法。(次ページの記載例参照)

小・中学生の通院（3分の2助成）に係る診療報酬明細書記載例

[高額療養費未発生レセプト事例]

※通院で高額療養費発生レセプトは子ども医療は使えません（償還払いで対応します）

事例1 窓口で限度額認定証提示なし

—			
公負①	81300170	公受①	9999999
公負②			

療養の給付	保険	請求	※決定	負担金額
		300点		円
	①	300点	点	300円
	②	点	点	点

- ・本人に請求する額 300円
- ・子ども医療へ請求する額 600円

子ども医療の一部負担金（子ども医療の費用額の1割）を記載
※ 1円単位の記載

事例2 窓口で限度額認定証提示あり

—			
公負①	81300170	公受①	9999999
公負②			

特記事項	2-8区ウ
------	-------

注：特記事項欄に高額の区分を記載しないでください。

療養の給付	保険	請求	※決定	負担金額
		300点		円
	①	300点	点	300円
	②	点	点	点

- ・本人に請求する額 300円
- ・子ども医療へ請求する額 600円

子ども医療の一部負担金（子ども医療の費用額の1割）を記載
※ 1円単位の記載

